栃木市農業委員会総会議事録 令和5年7月24日

栃木市農業委員会事務局

栃木市農業委員会総会

令和5年7月24日(月) 午後2時30分 開催日時

開催場所 栃木市役所本庁舎3階 正庁

出席委員

1 若色 昭松 2高際 英明 3五十畑節子 4正田 秀雄 5長 明美

6小林真理子 7柴 賢一郎 8平本 勲 9渡邉 昭男 10狐塚 正直 11田中 健一 12山﨑 幸行 13大谷 朗 14泉田 裕美 15川嶋 房代 16川田 久子 17荒川 則夫

18石塚 一彦 19大塚 幸八 20佐山 耕基 21生澤 良一

欠席委員 なし

農業委員会事務局職員

次 事務局長 石川 徳和 長 高久 完治 次長補佐兼農地調整係長 石川 昌良 副主幹兼農委総務係長 小松原 雅人 主 田沼篤 主 任 田中 翔汰

主 事 赤羽根 大祐

会議事件

議案第1号 |農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 |農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 | 非農地証明願について

議案第5号 | 栃木農業振興地域整備計画の変更(軽微な変更)について

栃木農業振興地域整備計画の変更について 議案第6号

議案第7号 栃木農業振興地域整備計画の変更(非農地証明見込地)について

農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 議案第8号

(利用権の設定) について

議案第9号 |農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定

(所有権の移転) について

農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地 議案第10号 🛚

利用集積等促進計画案に対する意見について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書専決処理の

報告について

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書専決処理の 報告第2号

報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出の取消しの報告について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について

報告第5号 | 使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について

報告第6号 | 現況確認願の報告について

開会の宣言

事務局長

それでは、ただ今から、令和5年7月栃木市農業委員会総会を開会 いたします。若色会長よりごあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

ただ今の出席委員は21名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長にお願いします。

議事録署名

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)

議長

それでは、議事録署名委員は、16番川田久子委員、17番荒川則 夫委員にお願いいたします。

会議書記指名

議長

日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務 局職員の小松原雅人氏と赤羽根大祐氏を指名いたします。

議事

議長

それでは、日程第3の議案審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

赤羽根主事

議案書2ページをご覧ください。

今月の申請は、所有権の移転が7件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、沼和田町及び大平町牛久において花きを作付しております。経営規模を拡大するため、申請地を売買により取得することとなりました。許可後は花きを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、尻内町において二ラを作付しております。申請地は以前から譲受人が耕作しており、このたび贈与により取得することとなりました。許可後も引き続き、二ラを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番及び4番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。譲受 人が同一であるため、一括でご説明いたします。

譲受人は、都賀町富張において米、野菜、イチゴを作付している認定農業者です。経営規模を拡大するため、申請地を売買により取得することとなりました。許可後は米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、空き家付属農地の取得に伴う申請です。

譲受人は岩舟町静に居住しておりますが、このたび空き家を取得 し、隣接する農地についても取得するため申請に至りました。申請地 ではジャガイモ、トマト、ナスを作付する予定です。スクリーンをご 覧ください。

(写真説明)

6番については、居住地に付属する農地の取得に伴う申請です。

譲受人は自宅に隣接する当該農地を、以前から相対で借りて、家庭 菜園として白菜、大根、ネギを栽培してきましたが、このたび売買に より取得することとなりました。許可後も引き続き白菜、大根、ネギ を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、岩舟町曲ケ島を中心に米、ネギ、ジャガイモを作付しております。申請地は以前から譲受人が相対で耕作しており、このたび売買により取得することとなりました。許可後も引き続き、ネギを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上7件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しな

いため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果 をお願いします。北部調査委員長お願いします。

北部調査委員長 (田中委員)

今回の北部調査委員長の11番田中です。

今回は私と6番小林委員、20番佐山委員の3名と事務局2名で、 21日金曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告い たします。

今回北部の申請は、所有権移転の申請が4件ありました。

書類審査及び現地調査を行いましたが、申請書類に不備はなく、現 地の耕作状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許 可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。

南部調査委員長 (石塚委員)

今回の南部調査委員長の18番石塚です。

今回は、私と4番正田委員、9番渡邉委員の3名と事務局2名で、 20日木曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告い たします。

今回南部の申請は、所有権移転3件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いましたが、申請書類に不備はなく、現 地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可す ることが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)

議長

発言がないようですので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め、議案第 1 号は、原案のとおり許可することに決定 いたしました。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」 を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

田沼主査

議案書4ページをご覧ください。

今月は、2件の申請がありました。申請者、土地の表示等について は記載のとおりです。

1番については、農家住宅敷地拡張の転用です。地図は1ページです。

申請地は、農家住宅敷地として利用されており、農業用物置、農機 具舎などが建築されております。今般、子の住宅相談を受け、自宅敷 地内を精査したところ、当該地が農地であることが分かり、申請に至 りました。子の住宅は本年中に建築予定ですが、今回、敷地を整理す るため是正の申請となります。農地法の許可を得ず住宅敷地としてし まったことについては申請者の始末書が添付されております。

農地の区分は、農地の広がりが10ha以上の第1種農地ですが、 既存施設拡張の例外規定に該当します。

取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、ごみ集積所の転用です。地図は2ページです。

事業計画者は、自ら所有する土地において、農地転用により、数件の住宅建築がありましたが、自治会内から、既存ごみ集積所がすでに満杯のため、別にごみ集積所を設置するよう要望を受け申請に至りました。なお、ごみ集積所としての機能上、道路に面し、周辺住民の利用しやすく、収集事業者による収集作業もしやすい位置として、申請地を選定しました。

農地の区分は、農地の広がりが10ha 未満の第2種農地であり、 土地の代替性がないため、許可基準に該当します。

取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上2件の申請については、他法令の許認可の見込み、事業の確実 性等も問題ないもと考えられます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。南部調査委員長お願いします。

南部調查委員長(石塚委員)

今回南部は、農家住宅敷地拡張が1件、ごみ集積所が1件、合計2件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いましたが、申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございました。ここで、地元委員の意見を伺います。 番号1番について、8番平本委員お願いします。

平本委員 8番平本です。

1番については、調査委員長および事務局の説明のとおり、特に問題ないと思われます。ご審議よろしくお願いします。

議 長 番号2番について、17番荒川委員お願いします。

荒川委員 | 17番荒川です。

2番については、先々月あたりに住宅建築するための農地転用の申請が2、3件ありました。それに関連して、ごみ集積所が足りなくなったため問題ないかと思います。ご審議よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)

議 長 発言がないようですので、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定 いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」 を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

田中主任

議案書の6ページをご覧ください。

今回は、12件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、一般住宅への転用です。地図は3ページです。

事業計画者は、市内のアパートに家族3名で居住しておりますが、 第二子も今年中に出産予定であるため、今後の生活の拠点として住宅 の建築を計画しました。申請地は夫婦の勤務先に近いことから、建築 地として選定しました。

農地の区分は、栃木県下都賀庁舎から1km以内(宅地率40%超)の第2種農地であり、集落に接続するため許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は市道側溝、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、工事用車両駐車場への一時転用です。地図は4ページです。

事業計画者は、申請地南側の既存敷地にあるトマト選果場の増築工事のため、工事期間中の一時的な駐車場が必要となりました。計画によりますと、申請地には鉄板を敷き、工事用の大型車4台、作業員等の工事関係者の普通車30台分の駐車場として利用します。

農地の区分は、農用地でありますが、一時転用であるため不許可の 例外規定に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、一般住宅への転用です。地図は5ページです。

事業計画者は、市外のアパートに夫婦2名で居住しておりますが、 現在の住まいでは手狭であるため、住宅の建築を計画しました。申請 地は駅や小学校が近く、通りも穏やかであることから、建築地として 選定しました。

農地の区分は、野州大塚駅から500m以内の第2種農地であり、 集落に接続するため許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、一般住宅への転用です。地図は5ページです。

事業計画者は、市外のアパートに夫婦2名で居住しておりますが、 将来の出産を見据え、住宅の建築を計画しました。申請地は幼稚園や 小学校が近く、通りも穏やかであることから、建築地として選定しま した。

農地の区分は、野州大塚駅から500m以内の第2種農地であり、 集落に接続するため許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンを ご覧ください。

(写真説明)

5番については、砂利採取及び表土置場への一時転用です。地図は 6ページです。

事業計画者は、砂利採取事業を行う法人です。申請地は、良質な砂利の採取が見込まれるため、事業地として選定しました。昨年、東側の農地を砂利採取地、西側の農地を表土置場として許可を取得しましたが、間もなく埋戻しが完了するため、砂利採取地と表土置場を入れ替え、再度申請に至りました。

農地の区分は、農用地でありますが、一時転用であるため不許可の 例外規定に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

田沼主査

6番については、申請者の都合により取下願が提出されたことから 取下げとなります。

7番については、資材置場への転用です。地図は8ページです。 事業計画者は、申請地の南側隣接地において、農機具販売・修理、下水道設備工事等を行う法人です。現在、本店周辺において、計1,440㎡の資材置場及び駐車場を使用しておりますが、その一部に、代表取締役の後継者である息子が一般住宅の建築を予定しており、その面積と同等分499㎡を確保すべく申請に至りました。

農地の区分は、農地の広がりが10ha 以上の第1種農地でありますが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

8番については、一般住宅への転用です。地図は9ページです。

事業計画者は、今般婚姻を予定しており、将来の生活を見据え住宅の建築を計画しました。持ち家を構えるにあたり、実家に隣接する今回の申請地を選定しました。

農地の区分は、農地の広がりが10ha以上の第1種農地ですが、 集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当し ます。

取水は上水道、排水は市道側溝に放流、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

9番については、一般住宅への転用です。地図は9ページです。

事業計画者は、申請地近くの貸家に家族4人で居住しておりますが、将来の生活を見据え、住宅の建築を計画しました。持ち家を構えるにあたり、妻の実家近くである今回の申請地を選定しました。

農地の区分は、農地の広がりが10ha以上の第1種農地ですが、 集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当し ます。

取水は上水道、排水は市道側溝に放流、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

10番については、車両置場への転用です。地図は10ページです。 事業計画者は、自動車整備修理・販売・損害保険代理店等を業務と する法人です。現在近接地下津原に本社を構えていますが、自動車整 備がメインではあるものの、中古車の販売や買い取り業務による保管 車両台数が年々増加傾向にあり、車両スペースを確保し利用します。 今回本社から100m以内でもあり適地と考え選定しました。

農地の区分は、農地の広がりが10ha 未満の第2種農地であり、 土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は浸透槽により処理します。スクリーンを ご覧ください。

(写真説明)

11番は、太陽光発電設備への転用です。地図は11ページです。 事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。事業計画者が、太 陽光発電事業に取り組むにあたり事業計画地を探していたところ、日 射量の豊富な場所で発電効率も良い、今回の申請地を選定いたしました。 農地の区分は、農地の広がりが10ha 未満の第2種農地であり、 土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

12番については、太陽光発電設備への転用です。地図は12ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。環境にやさしく、 災害時にも役立つと考え、地域社会の貢献のため申請に至りました。 申請地は日当たりが良く、隣接地に影響を及ぼす可能性が低いことか ら、事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がりが10ha 未満の第2種農地であり、 土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上12件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画 の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。

なお、5番の案件については面積が30アールを超えるため、県の常設審議委員会に意見を求め、許可相当の回答を受理した後に許可することとなります。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長お願いします。

北部調査委員長 (田中委員)

今回北部は、一般住宅が3件、工事用車両駐車場が1件、砂利採取 及び表土置場が1件、合計5件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いましたが、申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。

南部調査委員長(石塚委員)

今回南部は、一般住宅の申請が2件、資材置場が1件、車両置場が 1件、太陽光発電設備が2件、合計6件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いましたが、申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございました。ここで、地元委員の意見を伺います。 番号1番について、5番長委員お願いします。

長委員 5番長です。

事務局および調査委員長の説明のとおり、問題はないと思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。

議 長 番号2番について、11番田中委員お願いします。

田中委員 11番田中です。

特に問題ないかと思われますので、よろしくお願いします。

議 長 番号3、4番について、1番若色より報告いたします。 3番、4番については、事務局および調査委員長の説明のとおり問

題ないと思われます。よろしくお願いします。

議 長 番号5番については、1番若色と19番大塚委員が関係しますので、初めに若色より報告いたします。

5番については、前回の埋め戻しがかなり進んでおります。問題ないかと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 続きまして19番大塚委員お願いします。

大塚委員 19番大塚です。

事務局および調査委員長の説明のとおり問題ないと思われますので、よろしくお願いします。

議 長| 番号 7 番について、13 番大谷委員お願いします。

大谷委員 13番大谷です。

7番の案件については、事務局及び調査委員長の説明のとおりで

す。問題ないと思われますので、ご審議よろしくお願いします。

議 長 番号8から10番について、3番五十畑職務代理者お願いします。

五十畑職代

3番五十畑です。

8番、9番は一般住宅への転用、10番は車両置場への転用という ことで、特に問題ないと思われます。ご審議よろしくお願いします。

議 長 番号11、12番について、12番山﨑委員お願します。

山﨑委員 12番山﨑です。

11番12番の案件については、太陽光発電ということで、調査委員長および事務局の説明のとおりです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)

議 長 発言がないようですので、採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり許可することに決定 いたしました。

次に、議案第4号「非農地証明願について」を議題とします。事務 局より議案の説明をお願いします。

田沼主査 | 議案書の9ページを御覧ください。

今回は5件の申請がありました。願出人・土地の表示等は記載のとおりです。

1番については、地図は13ページです。

申請地は1筆で、航空写真等により、昭和36年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、地図は14ページです。

申請地は1筆で、航空写真等により、昭和63年から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、地図は1ページです。

申請地は2筆で、航空写真等により、昭和61年以前から山林化していることが確認できております。本申請は、4条1番の転用地隣りの山林化した部分となります。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、地図は15ページです。

申請地は1筆で、航空写真等により、平成10年から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、地図は9ページです。

申請地は1筆で、航空写真等により、平成11年から宅地として利用されてきたことが確認できております。本申請は、5条8番の転用申請に伴う母屋敷地の是正部分となります。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上5件について、非農地の証明をすることはやむを得ないと思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果 をお願いします。北部調査委員長お願いします。

北部調査委員長 (田中委員)

今回北部は、2件の申請がありました。

いずれも、20年以上宅地として利用されてきたことを理由として おります。

書類審査及び現地調査を行いましたが、農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。

南部調査委員長(石塚委員)

今回南部は、3件の申請がありました。

2件は20年以上、宅地として利用されてきたことを理由とし、1件は山林化していることを理由としております。

書類審査及び現地調査を行いましたが、農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。 番号1、2番について、7番柴委員お願いします。

柴委員 7番柴です。

1番、2番については、事務局および調査委員長の説明のとおり何 も問題ありません。よろしくお願いします。

議 長| 番号3番について、8番平本委員お願いします。

平本委員 8番平本です。

3番について、4条1番に関連した申請です。本人から家を建てる 準備をしてると申し出があり、問題ないと思いますので、ご審議よろ しくお願いします。

議 長 番号4番について、21番生澤委員お願いします。

生澤委員 4番の案件については、現地調査してきましたが、事務局及び調査 委員長の説明のとおり問題ないと思われます。ご審議よろしくお願い します。

議 長 番号5番について、3番五十畑職務代理者お願いします。

五十畑職代 5番の案件につきましては、事務局および調査委員長の説明のとおり5条8番に関連した申請で、問題ないと思われます。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございました。 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし) 議 長 発言がないようですので、採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第5号「栃木市農業振興地域整備計画の変更(軽微な変更)について(用途区分変更)」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

田中主任

議案書の11ページをご覧ください。

今回は、1件の申請がありました。 申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、菌床栽培施設のための申出です。地図は 16 ページです。

事業計画者は、芳賀町においてシイタケを栽培しております。昨年、 公売にて取得した農地においてもシイタケを栽培するため、菌床栽培 施設設置の申出に至りました。その他、従業員やトラック用の駐車場、 廃菌床置場等のスペースも設ける予定です。

用途変更後は、農地転用の申請がなされると思われます。農用地利用計画において指定された農業用施設の用途に供するため、許可基準に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、除外調査委員長から調査の結果をお願いします。

除外調查委員長

2番の高際です。

(高際職代)

今回は、私と若色会長、五十畑職代の3名と事務局2名で、19日 水曜日、書類審査及び現地調査を行いました。それでは、調査の結果 を報告いたします。

今回は、菌床栽培施設1件の申出がありました。

書類審査及び現地調査の結果、周辺農地への影響は少ないと考えられますので、変更することに「適」と判断しましたが、委員の皆様の慎重なご審議をお願いいたします。

議長りありがとうございました。

これより質疑にはいります。発言のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)

議 長 発言がないようですので、採決いたします。

議案第5号について、本委員会は「意見なし」として回答すること にご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案第5号について本委員会は「意見なし」として回答することに決定いたしました。

次に議案第6号「栃木市農業振興地域整備計画の変更について(除外)」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

田中主任 | 議案書の13ページをご覧ください。

今回は、4件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、資材置場のための申出です。地図は4ページです。 事業計画者は、管工事を営む個人事業主です。この度、事業拡大に 伴う売上増加により資材ストックが増えているため、新たに資材置場 を整備する必要があります。利便性や防犯上の観点から、事務所の隣 接地から選定したところ、今回の申出地が適地と判断しました。

除外後の農地区分は、農地の広がりが10ha 以上の第1種農地でありますが、集落に居住する者の業務上必要な施設であるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。スクリーンを御覧ください。

(写真説明)

2番については、一般住宅建築のための申出です。地図は17ページです。

事業計画者は、市内のアパートに夫婦2人で居住しておりますが、 将来的に子供が落ち着いて生活できる環境を整えようと考え、自己用 住宅の建築を計画しました。父が所有する土地の中で検討した結果、 小学校から近い今回の申出地が適地と判断しました。

除外後の農地区分は、土地改良施行区域内の第1種農地でありますが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。スクリーンを御覧ください。

(写真説明)

3番については、駐車場整備のための申出です。地図は18ページです。

事業計画者は、酒類の製造及び販売を行う法人です。現在、惣社東産業団地内に工場1棟、倉庫2棟を構えておりますが、今後新たに冷凍庫及び貯蔵庫を建設する予定であり、社員や来客者用の駐車スペースが不足することから、新たに駐車場を整備する計画に至りました。工場に隣接する土地を探していたところ、今回の申出地が適地と判断しました。

除外後の農地区分は、農地の広がりが10ha 未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため、許可基準に該当すると考えられます。 スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、既存ガソリンスタンドの事務所移転のための申出です。地図は19ページです。

事業計画者は、石油やLPガス等の燃料を販売する法人であり、申出地の隣でガソリンスタンドを運営しております。この度、ガソリンスタンドから少し離れた場所にある事務所及び駐車場敷地が立ち退きを求められていることから、移転する必要があります。既存敷地付近の土地を検討した結果、隣接する今回の申出地が適地と判断しました。

除外後の農地区分は、農地の広がりが10ha 以上の第1種農地でありますが、既存敷地の拡張であるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上で説明を終わります。いずれも、除外後は農地転用の申請がなされると思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、除外事前調査委員長から調査の 結果をお願いします。

除外調查委員長 (高際職代)

2番の高際です。

今回は、4件の申出がありました。

ガソリンスタンド事務所が1件、駐車場が1件、一般住宅が1件、 資材置場が1件です。

書類審査及び現地調査の結果、周辺農地への影響は少ないと考えられますので、変更することに「適」と判断しましたが、委員の皆様の慎重なご審議をお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)

議 長 発言がないようですので、採決いたします。

議案第6号について、本委員会は「意見なし」として回答すること にご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案第6号について本委員会は「意見なし」として回答することに決定いたしました。

次に、議案第7号「栃木市農業振興地域整備計画の変更(非農地証明見込地)について(除外)」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

田中主任

議案書の15ページをご覧ください。

今回は、3件の申請がありました。 申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、地図は20ページです。

この度、地目整理をしていたところ、申出地が駐車場及び資材置場として利用していたことが判明したため、是正の申出です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、地図は21ページです。

この度、地目整理をしていたところ、申出地が駐車場及び資材置場として利用していたことが判明したため、是正の申出です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、地図は22ページです。

この度、地目整理をしていたところ、申出地が住宅敷地の一部として利用していたことが判明したため、是正の申出です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上で説明を終わります。いずれも、除外後は非農地証明の申請がなされると思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の事務局の説明に関連して、除外事前調査委員長から調査の 結果をお願いします。

除外調查委員長

2番の高際です。

(高際職代)

今回は、3件の申出がありました。

20年以上住宅敷地として利用されてきたものが1件、駐車場及び 資材置場として利用されてきたものが2件です。

書類審査及び現地調査を行いましたが、農地への復元が容易でない と認められますので変更することに「適」と判断しましたが、委員の 皆様の慎重なご審議をお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙をお願いします。 (質疑なし)

議長 発言がないようですので、採決いたします。

議案第7号について、本委員会は「意見なし」として回答すること にご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案第7号について本委員会は「意見なし」として回答することに決定いたしました。

次に議案第8号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定(利用権の設定)について」を議題とします。

新規、再設定併せて57件の利用権の設定であり、事務局の説明は 省略します。

これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 (発言なし)

議 長| 発言がないようですので、採決いたします。

議案第8号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案第8号は、原案のとおり承認することに決定 いたしました。

次に、議案第9号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積 計画の策定(所有権の移転)について」を議題とします。

県農業振興公社の関する1件2筆、約21aであります。事務局の

説明は省略します。

これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)

議長発言がないようですので、採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第9号は、原案のとおり承認することに決定 いたしました。

次に、議案第10号「農地中間管理事業の推進に関する法律により 市が作成する農地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議 題とします。事務局の説明は省略します。

- 議 長 これより質疑にはいります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
- 議 長 発言がないようですので採決いたします。 議案第 10 号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり承認することに決定 いたしました。

次に日程第4報告事項に入ります。

報告第1号から、報告第6号までを一括報告とします。事務局の説明は省略します。

報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。

(質疑なし)

議 長 発言がないようですので、報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。

(質疑なし)

議長 発言がないようですので、以上をもちまして、令和5年7月栃木市 農業委員会総会を閉会いたします。

[閉 会 午後3時33分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和5年 月 日

農業委員会会長(若色)

署名委員 (川田)

署名委員 (荒川)